

令和5年5月10日

保護者の皆様へ

海南市教育委員会

欠席した場合の学校給食の取扱いについて

平素より、本市学校教育に御理解御協力いただき、ありがとうございます。

このたび、新型コロナウイルス感染症が、令和5年5月8日付けで、予防及び感染症の疾患に対する医療に関する法律(平成10年法律第144号)上の2類感染症から5類感染症(季節性インフルエンザ等と同等)に移行することとなりました。

つきましては、欠席する場合の給食の取扱いを下記の通りとさせていただきます。

記

1 出席停止になった時

学校感染症で医師の診断等により登校を停止した場合。

学校感染症の例
おたふくかぜ、水ぼうそう、
はしか、風しん、季節性イン
フルエンザ、感染性胃腸炎、
新型コロナウイルス感染症等

2 長期欠席

連続3日以上欠席する場合。(土曜日・日曜日・祝日を除いた連続3日以上欠席)

以上の場合、できるだけ早く、担任まで連絡してください。担任が折り返し規定の用紙をお渡ししますので、必要事項を記入し、後日担任へ提出してください。

※連絡をいただいた当日、翌日及び翌々日については物品の納入を変更することができませんので、差し引き対象となるのは連絡をいただいた日から計算して**3日後の給食分から(土曜日・日曜日・祝日を除く)**となります。

(例)

①月曜日に連絡をいただいた場合、木曜日の給食から差し引き対象となります。

②木曜日に連絡をいただいた場合、翌週火曜日の給食から差し引き対象となります。

・差し引き対象となる給食1食につき小学校250円、中学校300円が差し引かれます。

・**連絡は午後4時までにお願ひします(午後4時以降は、翌日扱いとなります)。**

・届け出のない場合は、給食費を差し引くことができませんのでご了承ください。

給食を再開する場合も、登校する**3日前の午後4時**までに、担任まで連絡をお願いします(連絡がないと、給食が用意できませんので、ご家庭でご用意をお願いします)。